

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部	
	課名	長寿福祉課	
	係名	長寿支援係	
	記入者		電話(内線) 151

1. 事業の概要		(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続	(2) 事務事業 の名称	成年後見制度利用支援事業	(3) 事業の 優先度	B
(4) 総合計画での位置づけ		(6) 事業主体		市			
① 事業の区分	事務事業		(7) 予算・ 財源等 の種別		事業の性質	一般事業費(ソフト事業)	
② 施策コード	14202	(総合計画掲載ページ 61 ページ)		会計区分	特別会計		
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)			財源区分	国県補助		
基本施策	1-4ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実(高齢者福祉)			予算科目	款 4	項 3	目 3
施策	②地域包括ケアシステムの構築			予算書上の 事業名称	成年後見制度利用支援事業費 (予算書 278 ページに掲載)		
施策内容	2総合相談支援の推進			(8) 事務分類	自治事務		
(5) 事業期間	開始	平成 16 年	月から	根拠法令	民法, 老人福祉法		
	終了	年	月まで (力年)				

2. 事業の目的及び内容	
(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害など)により、判断能力が欠けている状態にある人	精神上の障害等で判断能力が欠けている状態にある人に、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に保護し、介護サービス等の利用や財産管理はじめとする支援することにより、その人らしい生活の実現を目指す。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
介護保険の利用に際しての契約や施設の入退所、財産管理など、代理や財産管理の支援による権利擁護を図るために、家庭裁判所に申し立てを行い成年後見人、補佐人等の援助人を選定する。	
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境, 市民ニーズ等) や市民・議会の要望, 意見等とそれに対する対応	
急速な高齢化の進展とともに、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加することが見込まれており、成年後見制度の重要性が高まっている。	

3. 事業コスト					
行政評価 実施計画	実績内容の評価 検討・改善				
検討・改善内容を反映					
● 予算内訳	実績額 (千円)	当初予算額 (千円)	計画額・見込額 (千円)		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
事業内容					
(1) 事務事業費の コスト	事業費				
	役務費	8	70		
	扶助費	180	885		
	合計	188	955		
	財源				
	国庫支出金 (千円)	73	372		
	県支出金 (千円)	36	186		
	地方債 (千円)				
	その他特定財源 (千円)				
	一般財源 (千円)	79	397		
合計 (千円)	188	955			
補助・起債制度名	地域支援事業交付金	地域支援事業交付金			

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）							
指標名	申立件数	目標値		2	3	3	3
		実績(見込)値	1	2			
指標名		目標値					
		実績(見込)値					
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）							
指標名	申立件数	目標値		2	3	3	3
		実績(見込)値	1	2	3	3	3
		達成率	33.3 %	66.7 %			
指標名		目標値					
		実績(見込)値					
		達成率	%	%			

5. 事業評価

(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価				理由
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	高齢化の進展とともに必要性は高まっている。
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	老人福祉法第32条に基づき、市が事業を行うことは妥当である。
	手段の妥当性	A	妥当である	上記と同じ
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	申立ての手続等をするにあたって、個別対象者の詳細な状況を把握する業務のため、効率性が図りにくい。
公平性	受益者の偏り	B	どちらとも言えない	相談や個別ケースへの対応内容により利用支援をしている状況あり、受益者の偏りを測るのは難しい。
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	相談や個別ケース対応時の状況に応じて制度を利用するかどうか、状況に応じて変動するので、成果等を図るのが難しい。
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	上記に同じ

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

今後高齢者が増加する中で、成年後見制度及び市の利用支援事業について、市民に理解をより広めていく必要があると考える。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

成年後見制度の啓発活動を行うとともに、職員が制度についての理解を深め、適切な制度利用につなげる。

6. 事業の方向性判断

評価主体	28年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う	改善・改革しながら継続 （成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減）	注）記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う	改善・改革しながら継続 （成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減）	急速な高齢化の進展とともに、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加することが見込まれ、重要性が高い。
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う		上記評価のとおり。